［附属書Ⅱ］

**特　記　仕　様　書**

1. **総則**

この特記仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」又は「機構」という。）が、●●●株式会社（以下「受注者」という。）との業務委託契約（以下「本契約」という。）により実施する「●●●国●●●●準備調査（海外投融資）（予備調査）」（以下「本業務」という。）に係る調査業務の仕様を示すものである。

1. **業務の背景・目的**
2. 業務の背景

*（案件毎の記載となります）*

1. 業務の目的

*（案件毎の記載となります）*

1. **業務対象地域**

●●国●●州●●地区

1. **業務の範囲**

受注者は、第２条（業務の背景・目的）（２）（業務の目的）を達成するために、第６条（業務の留意事項）を遵守し、「第５条 業務の内容」に示す業務（第８条（成果品等）に定める成果品の作成及び提出を含むが、これに限られない。以下「本業務」という。）を実施する。

1. **業務の内容**

（１）業務の内容

受注者は、本業務として、以下の調査を実施する。

*（案件毎の記載となります）*

なお、受注者の本業務における業務は第８条に定める成果品の検査合格をもって完了するものとする。

（２）実施体制 （記載例）受注者を中心に○○○、△△△、□□□を外部人材として活用し、実施する。

1. 再委託又は下請負により実施する業務

契約約款第４条第１項ただし書の適用を受ける再委託又は下請負の業務は、以下のと

おりとし、受注者が適切な監督、指示を行う。

①

②

1. **業務の留意事項**

（１）機構の有償資金協力の検討との関係

　本業務の成果は、本業務で計画する事業に対する機構の海外投融資の審査を発注者が実施する際、その検討資料として活用されるため、本業務で取り纏められる事業計画等については、本業務の過程において受注者は十分に発注者と情報共有・協議しなければならない。ただし、発注者は、当該海外投融資に対する機構の審査を実施するに際しては、調査過程における受注者との協議内容等に拘束されない。

（２）国際協力機構環境社会配慮ガイドライン

　本業務で計画する事業は、現時点において入手可能な情報に基づき、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）上、環境カテゴリ【A/B/C/FI】に分類されるところ、受注者は、同ガイドラインに基づいた対応を図るため調査団員の配置やスケジュールの設定に当たっては同ガイドラインに定める事項を十分に配慮し遵守する。また、受注者は、将来の事業化に向けて、相手国内の環境社会配慮関連手続を確認するとともに、必要な許認可等の取得の方法及び見込みについても確認を行う。

*（以下、（３）以降は必要に応じて、案件毎の記載となります。）*

1. **本格調査の実施**

　本業務は、事業化に向けた案件形成のためのフィージビリティ・スタディとしての本格調査（以下「本格調査」という。）を前提としていないため、受注者が本業務の実施後に本格調査の実施を希望する場合は、本業務終了（成果品検査合格通知発出日）以降に、公示中の協力準備調査（海外投融資）に改めて応募することとし、発注者の審査手続きを踏まなければならない。

1. **成果品等**

（１）報告書等

本業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお最終成果品は業務完了報告書（F/R）とし提出期限については以下のとおりとする。

*（言語や部数等は必要に応じて、案件毎の記載となります。）*

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| レポート名・内容 | 提出時期 | 提出媒体・部数（言語） |
| 業務計画書 | 本契約の締結日から起算して１０営業日以内 | 電子データ1部（英文・必要に応じ和文） |
| 月報 | 翌月の1日から５営業日以内 | 電子データ1部（和文） |
| 進捗報告書  （第○回）  （中間成果品） | 20○○年○月○○日まで  ※進捗報告書（案）については提出期限の1か月前に提出すること | 電子データ 1 部（和文） |
| 進捗報告書  （第○回）  （中間成果品） | 20○○年○月○○日まで  ※進捗報告書（案）については提出期限の1か月前に提出すること | 電子データ 1 部（和文） |
| 業務完了報告書（案）（DF/R） | ○年○月○日  ※業務完了報告書（案）（和文）については業務完了予定の3か月前に提出すること。（目安とし個別に設定） | (公開版)  電子データ1部（英文・和文）  （非公開版）  電子データ1部（英文・必要に応じ和文） |
| 業務完了報告書（F/R）  （最終成果品） | ○年○月○日  ※業務完了報告書は業務委託契約期間終了期限の1ヶ月前に提出すること。（目安とし個別に設定） | （公開版）  和文：2部  英文：2部  ＣＤ－ＲＯＭ：2枚  （非公開版）  和文：2部  英文：2部  ＣＤ－ＲＯＭ：3枚  ※目安とし個別に設定 |

業務完了報告書（F/R）の作成方法は、公開版については共通仕様書第２５条に従う。そのほかの報告書等の作成方法は簡易製本とする。

また、報告書等の作成にあたっては、必要に応じて会議を開催することとし、発注者等からのコメントを反映した報告書を提出する。

（２）業務計画書

共通仕様書第６条に定める業務計画書の構成にかかわらず、契約約款第２条に規定する業務計画書の構成は下記のとおりとする。

1. 業務の概要
2. 業務の実施方針（業務実施の基本方針、業務実施の方法、作業計画・要員計画、その他（再委託業務の内容等））
3. 受注者の業務実施体制

（３）業務従事月報

共通仕様書第７条第２号により作成する月報については、、次の事項を記載する。

*（案件毎の記載となります）*

1. ・・・
2. ・・・

（４）業務完了報告書（案）、業務完了報告書

　　すべての調査結果等について、次の事項を記載する。

*（案件毎の記載となりますが、主に以下の内容について記載します。）*

* 1. 事業概要
  2. 事業ストラクチャー図
  3. 主要プレイヤーの分析（各プレイヤーの役割に準じ、沿革、財務諸表（過去3年分）、技術的実績、相手国政府機関の財務・実施能力分析、等）
  4. 技術・設備投資計画（事業スコープ、設計条件の設定、概略設計の実施、施工計画・実施スケジュールの策定、概算事業費の算出、等）
  5. 資金計画
  6. 環境影響評価
  7. マーケット分析

　（以下、プロジェクトファイナンスを想定する場合）

* 1. 法務分析（主要プロジェクト契約のドラフト（ない場合はタームシート）、主要契約条項の分析・交渉状況、関連法制度の確認（外国投資・外国借入関連、PPP・インフラ関連、外貨交換・外貨送金関連、用地取得・土地利用関連、法人税・関税関連、担保関連等））
  2. キャッシュフローモデル及び感応度分析
  3. 保険分析
  4. 事業効果（定量的効果指標の設定（運用・効果指標、受益者数、Economic/Financial IRR）、定性的効果）
  5. その他、当該事業に必要な情報

なお、業務完了報告書に関しては、公開版（案件概要、及び環境社会配慮上の情報及び調査結果概要）、及び非公開版（投資検討に必要な情報等、提案法人にとって秘匿性の高い情報が含まれる部分を含む）を作成する。

1. その他の提出物

*（※以下は案件毎の記載となります）*

*・議事録等*

*各報告書説明・協議や、その他の重要な協議・確認のために、●●国政府側関係機関と協議を行う場合には、関係者との間で認識の不一致が生じないよう記録しておくべきと考えられる協議結果の概要について議事録に取りまとめ、発注者に対しても速やかに提出する。*

*・相手国政府機関等関係者への提出文書*

*●●国政府等関係者に文書を提出する場合には、その写しを速やかに発注者に提出する。*

*・収集資料*

*契約期間中に収集した資料、データ及びリスト一式を提出する。*

*・その他*

*上記提出物の他、発注者が必要と認め、書面により報告を求める場合には、速やかに提出する。*

1. その他、調査報告書作成にあたっての留意事項
2. 各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
3. 各調査報告書は、●●国政府への提出に先立ち、発注者に提出し、承諾を得ること。
4. 各調査報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
5. 各調査報告書には、その内容の要点を記載したサマリーを加えること。業務完了報告書（F/R）に係るサマリーについては、調査結果の概要を3～5ページ程度に取りまとめ、本文と色違いで業務完了報告書の最初の部分に入れること。
6. 調査報告書の作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないよう、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
7. 調査報告書が特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠等の関連事項との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
8. 調査報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、外国文の報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
9. レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記し、その他第三者の著作権を侵害しないように十分な配慮をすること。
10. **その他**
11. 海外旅行保険

共通仕様書第９条の２第１項第１号に基づき、受注者は、現地渡航の際に、現地又は第三国在住の業務従事者を除くすべての業務従事者に対して、治療・救援費用が5,000万円以上補償される海外旅行保険を付保する。現地又は第三国在住の業務従事者への付保条件は受注者の任意によるものとする。

以上